

避難情報の判断・伝達ガイドライン (洪水編)

令和4年6月
尼崎市

目 次

1	ガイドラインの概要	- 2 -
(1)	ガイドライン作成の目的.....	- 2 -
(2)	発令する避難情報の種類.....	- 2 -
(3)	避難情報発令時の避難行動について.....	- 3 -
(4)	避難情報の発令対象とする河川.....	- 4 -
①	各河川管理者について.....	- 4 -
②	河川位置図.....	- 4 -
③	各観測所における水位設定.....	- 5 -
2	避難情報の発令区域と発令単位	- 7 -
(1)	避難情報の発令対象とする区域.....	- 7 -
①	猪名川・藻川の洪水災害.....	- 7 -
②	武庫川の洪水災害.....	- 8 -
3	避難情報の発令の判断基準	- 9 -
(1)	避難情報の判断基準の目安.....	- 9 -
(2)	避難情報の段階的な発令.....	- 9 -
①	猪名川・藻川(段階的な発令).....	- 10 -
②	武庫川(段階的な発令).....	- 11 -
(3)	避難情報の発令の具体的な判断基準.....	- 12 -
(4)	特別警報の取り扱いについて.....	- 13 -
(5)	避難情報の解除の判断基準.....	- 13 -
(6)	避難情報の判断の流れ.....	- 15 -
4	避難情報の伝達	- 18 -
(1)	避難情報の伝達方法.....	- 18 -
(2)	避難情報の発令単位.....	- 19 -
(3)	短縮表現を用いた伝達方法.....	- 20 -
(4)	避難情報の伝達文案.....	- 22 -

1 ガイドラインの概要

1 ガイドラインの概要

(1) ガイドライン作成の目的

多数の人的被害等が発生する恐れのある洪水災害に対して、本市が「警戒レベル3 高齢者等避難」「警戒レベル4 避難指示」「警戒レベル5 緊急安全確保」（以下、「避難情報」という。）を発令する際に必要となる、具体的な判断基準や伝達方法の基本的事項を定め、適切かつ迅速な避難情報の発令と情報伝達を行い、市民の生命と身体を守ることを目的とする。

また、詳細な情報収集手段や伝達方法等については別途マニュアルで定めることとする。

なお、当ガイドラインの内容については、より適切かつ迅速な避難情報の発令が可能となるよう、必要に応じた見直しを行っていく。

(2) 発令する避難情報の種類

洪水災害により人的被害が発生する可能性が高まった時などに、本市はその危険度に応じて、市民が適切な行動をとれるよう「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」のいずれかの避難情報を発令し、市民は発令された種類に応じた避難行動をとる必要がある。

<表 避難情報の種類>

災 害 の 危 険 度

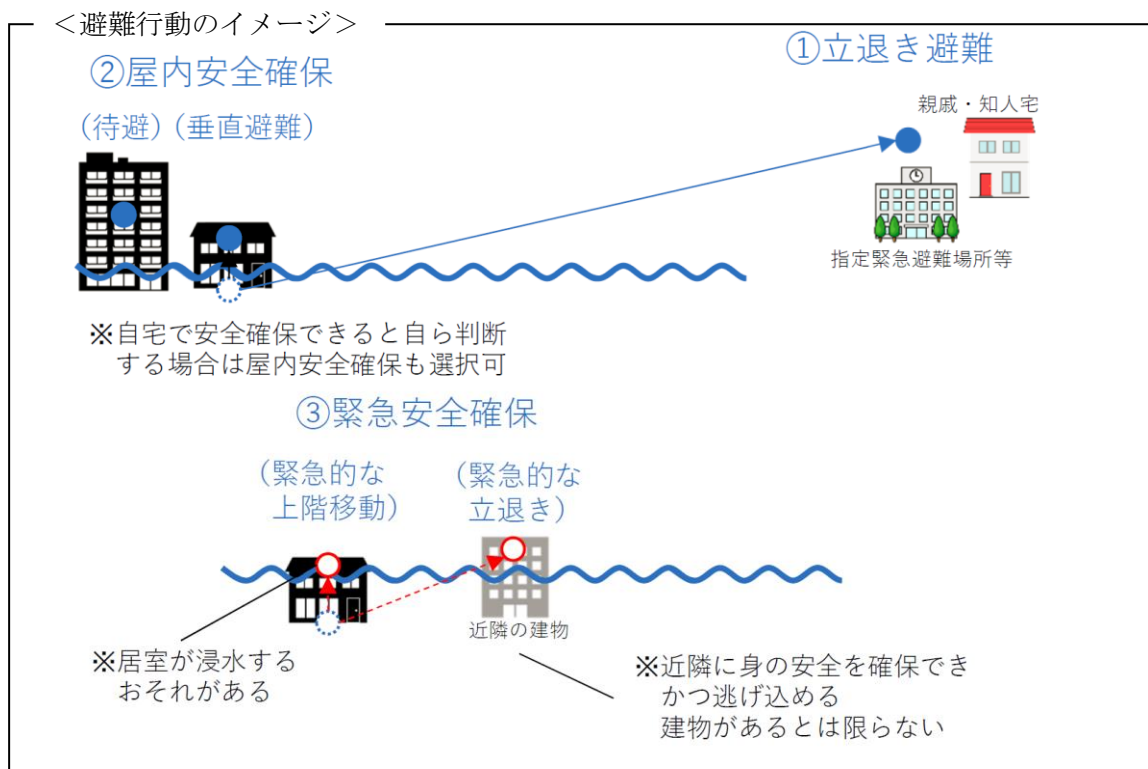
高 い

警 戒 レ ベ ル	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
発令時の状況	災害が発生するおそれがある状況	災害が発生するおそれが高い状況	災害が発生又は切迫している状況（ただし必ず発令される情報ではない）
市民がとるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者や障害のある人、及びその人の避難を支援する者等）は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(3) 避難情報発令時の避難行動について

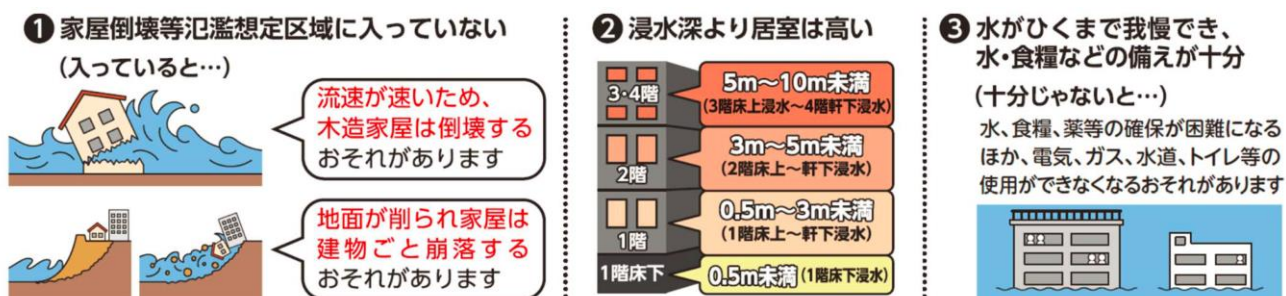
避難情報が発令された際に市民がとるべき避難行動と当該避難行動をとるタイミングについては、次のとおり。

避難行動	避難先	避難行動をとるタイミング
立退き避難	・津波等一時避難場所 ・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館 等	警戒レベル3 または警戒レベル4
屋内安全確保	・安全な上階への移動し、留まる	警戒レベル3 または警戒レベル4
緊急安全確保	・上階へ移動し、留まる ・近隣の高く堅牢な建物	警戒レベル5



ただし、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと
- ② 自宅・施設等が浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること



(4) 避難情報の発令対象とする河川

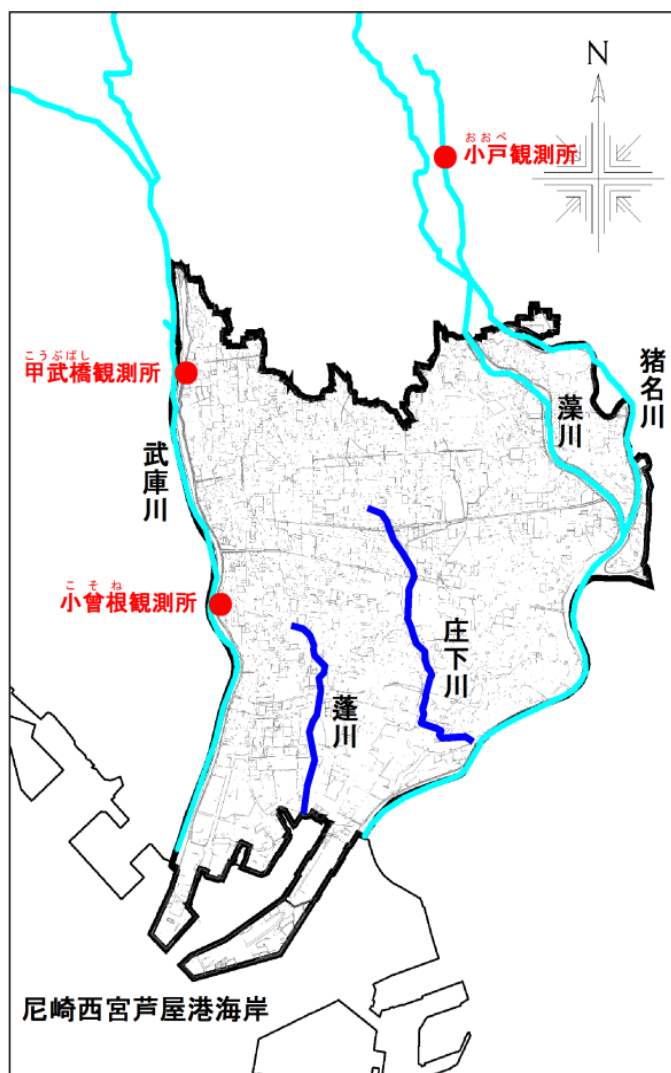
水防法に基づき、洪水が発生すると相当な損害が発生する恐れがある河川として、洪水予報河川に指定されている「猪名川・藻川」、「武庫川」を対象とする。

なお、洪水予報河川には指定されていないその他河川(庄下川、蓬川等)の氾濫については、避難情報の判断基準となる河川水位が未設定であり、また、局地的な短時間の降雨で浸水が発生することが多い等、あらかじめ判断基準を設けての発令は困難であることから、当ガイドラインの対象としては扱わない。ただし、現地通報(避難に必要な各種情報)や各種観測システム(降雨観測システム)等により、氾濫が予測できた場合は市民に対して、避難情報を発令し、2階以上への垂直避難等の必要な避難行動を呼びかける。

① 各河川管理者について

名称等	管理者	淀川水系		武庫川水系
		猪名川	藻川	武庫川
洪水予報河川 (水防法第10条第2項)	国土交通省 (猪名川河川事務所)	○	○	/
	兵庫県	/	/	○

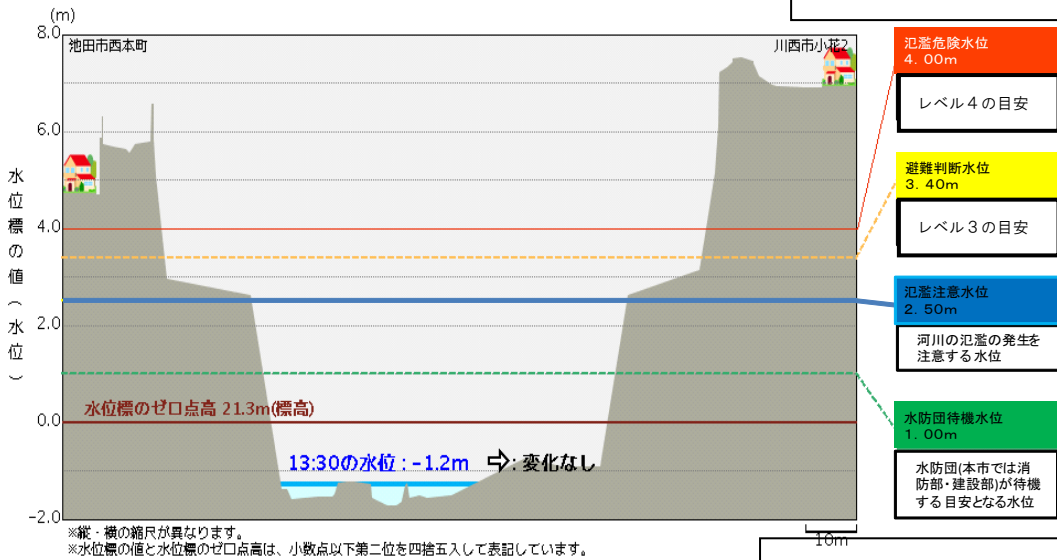
② 河川位置図



③ 各観測所における水位設定

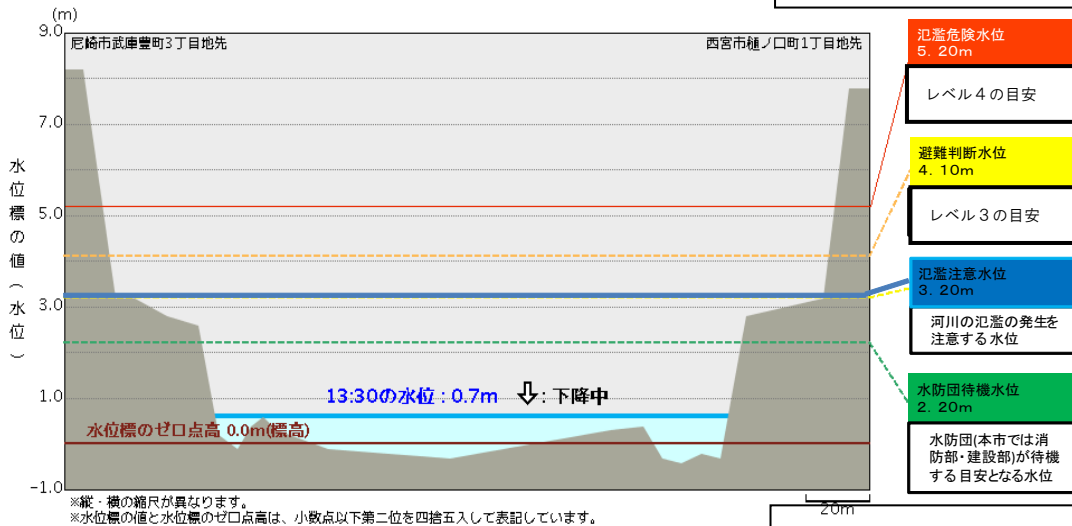
猪名川・藻川【小戸観測所（池田市）】

過去最高水位
4.05m(昭和13年7月3日)



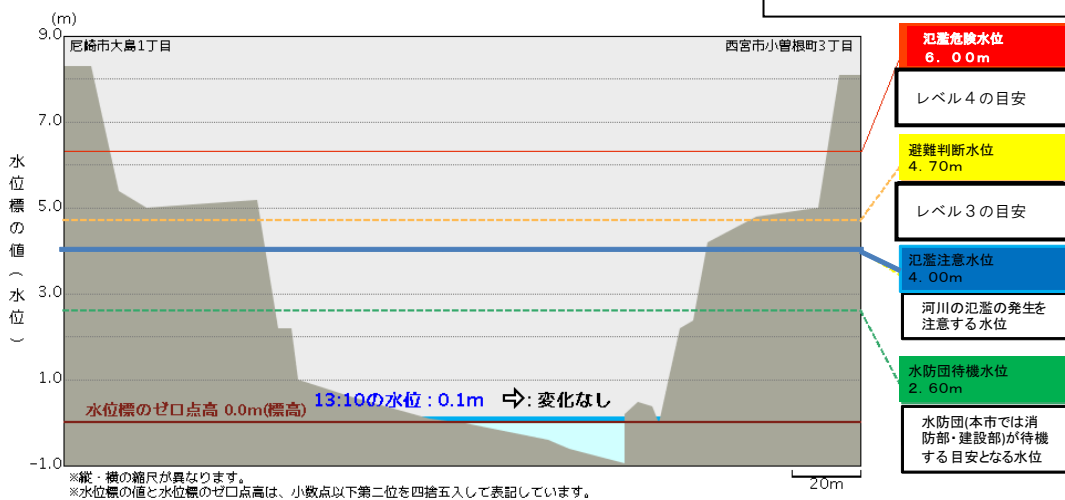
武庫川【甲武橋観測所（尼崎市）】

過去最高水位
4.17m(平成16年10月20日)



武庫川【小曾根観測所（西宮市）】

過去最高水位
5.48m(平成26年8月10日)



3 避難情報の発令の判断基準

(1) 避難情報の判断基準の目安

猪名川・藻川、武庫川の水位観測所毎に国・兵庫県が設定した氾濫危険水位、避難判断水位等に到達したとき、または到達する見込みの際の水位情報を判断の基準の目安とする。

(2) 避難情報の段階的な発令

本市は猪名川・藻川、武庫川という大河川の下流部に位置し、地形が平坦で高低差があまりないことから、浸水想定区域内でも氾濫水の到達に要する時間には大きな差がある(1時間～7時間以上)。

よって、「高齢者等避難」及び「避難指示」の発令を行う際は、地域を【第1発令地域】、【第2発令地域】の2つに定めて段階的に発令を行うものとする。

最も災害発生の危険度が高い「緊急安全確保」については、発令地域を分けることなく各々の河川の浸水想定区域全てに発令を行う。また、猪名川・藻川、武庫川の両河川で緊急安全確保の判断基準を満たす場合は、市内全域にわたって被害が発生する恐れがあることから、市内全域に緊急安全確保を発令する。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、市がその状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、「緊急安全確保」については、必ず発令される情報ではないことに留意する。

【第1発令地域】

浸水想定区域内で河川に隣接する等の地理的条件から、洪水による浸水到達時間が、決壊等による浸水発生直後から概ね1時間以内と予測されており、早めの避難情報の発令が必要な地域

【第2発令地域】

・上記の第1発令地域以外の浸水想定区域

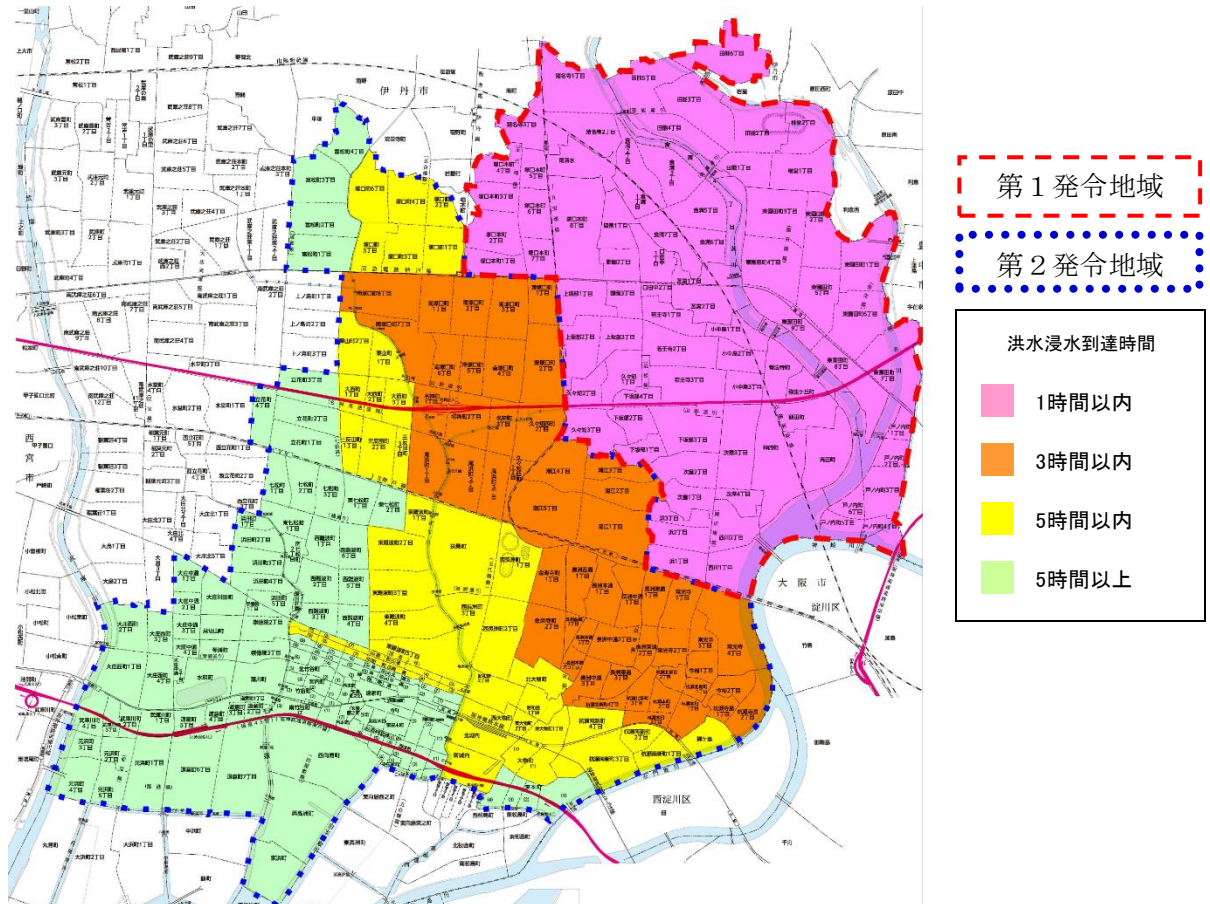
河川から一定距離があり、また河川までに鉄道や幹線道路等があることで、洪水による浸水到達時間が1時間よりも長い時間と予測されている区域。

① 猪名川・藻川(段階的な発令)

水位 観測所	避難情報の発令対象区域(五十音順)	
	第1発令地域	第2発令地域
お お 小 戸	計24町 58,007世帯 116,930人※ 猪名寺、上坂部、瓦宮、神崎町、久々知、口田中、食満、小中島、椎堂、下坂部、善法寺町、高田町、田能、塚口本町、次屋、戸ノ内町、若王寺、西川、額田町、浜、東園田町、御園、南清水、弥生ヶ丘町	計76町 116,490世帯 215,926人※ 今福、大庄川田町、大庄中通、大庄西町、大西町、尾浜町、開明町、梶ヶ島、神田北通、神田中通、神田南通、北城内、北大物町、北竹谷町、金楽寺町、杭瀬北新町、杭瀬寺島、杭瀬本町、杭瀬南新町、久々知西町、栗山町、玄番北之町、玄番南之町、琴浦町、三反田町、潮江、汐町、常光寺、昭和通、昭和南通、水明町、崇徳院、大物町、竹谷町、立花町、建家町、塚口町、寺町、道意町、富松町、中在家町、長洲中通、長洲西通、長洲東通、長洲本通、菜切山町、七松町、西桜木町、西大物町、西高洲町、西長洲町、西難波町、西本町、西本町北通、西御園町、西向島町、浜田町、東桜木町、東大物町、東塚口町、東七松町、東難波町、東浜町、東本町、扶桑町、御園町、南城内、南竹谷町、南塚口町、南七松町、宮内町、武庫川町、名神町、元浜町、蓬川荘園、蓬川町

※世帯数・人口は「尼崎市の人口（令和4年3月末データ）」から引用

参考 猪名川・藻川の洪水浸水到達予測時間※



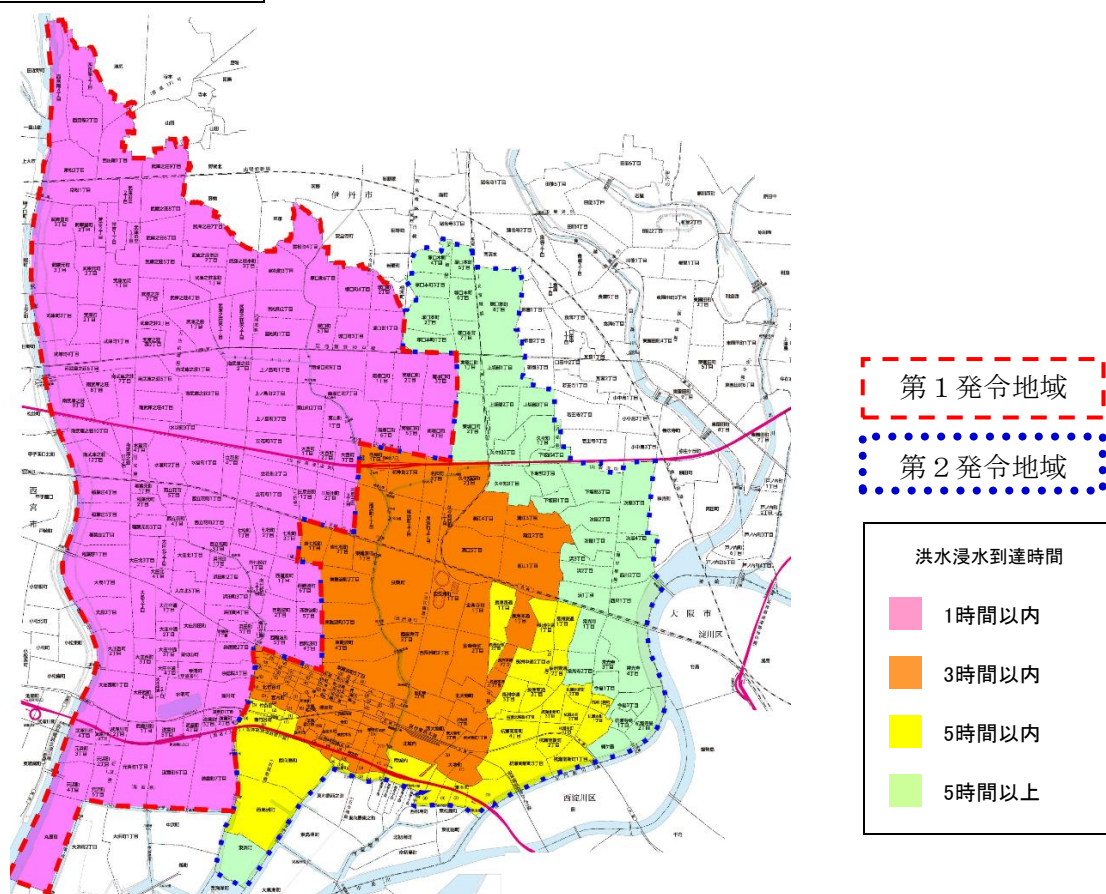
※当該予測図については、前述の（P6）の浸水想定区域図を構成する破堤点のうち、尼崎市内でかつ、最も氾濫水が広がる箇所の地点の解析結果を基に作成したものである。

② 武庫川(段階的な発令)

水位 観測所	避難情報の発令対象区域(五十音順)	
	第1発令地域	第2発令地域
こうぶし 甲武橋 ・ こそね 小曾根	計43町 116,845世帯 227,055人※ 稲葉荘、稲葉元町、大島、大庄川田町、大庄北、大庄中通、大庄西町、大西町、上ノ島町、栗山町、琴浦町、三反田町、水明町、崇徳院、立花町、塚口町、常松、常吉、道意町、富松町、菜切山町、七松町、西昆陽、西立花町、西難波町、浜田町、丸島町、水堂町、南塚口町、南七松町、南武庫之荘、武庫川町、武庫町、武庫の里、武庫之荘、武庫之荘西、武庫之荘東、武庫之荘本町、武庫元町、武庫豊町、元浜町、蓬川荘園、蓬川町	計60町 76,530世帯、144,311人※ 今福、尾浜町、開明町、梶ヶ島、上坂部、神田北通、神田中通、神田南通、北城内、北大物町、北竹谷町、金楽寺町、杭瀬北新町、杭瀬寺島、杭瀬本町、杭瀬南新町、久々知、久々知西町、玄番北之町、玄番南之町、潮江、汐町、下坂部、常光寺、昭和通、昭和南通、大物町、竹谷町、建家町、塚口本町、次屋、寺町、中在家町、長洲中通、長洲西通、長洲東通、長洲本通、西川、西桜木町、西大物町、西高洲町、西長洲町、西本町、西本町北通、西御園町、西向島町、浜、東桜木町、東大物町、東塚口町、東七松町、東難波町、東浜町、東本町、扶桑町、御園町、南城内、南竹谷町、宮内町、名神町

※世帯数・人口は「尼崎市の人口(令和4年3月末データ)」から引用

参考 武庫川の洪水浸水到達予測時間※



※当該予測図については、前述の(P7)の浸水想定区域図を構成する破堤点のうち、尼崎市内でかつ、最も氾濫水が拡がる箇所の地点の解析結果を基に作成したものである。

(3) 避難情報の発令の具体的な判断基準

避難情報の発令は、必ずしも数値等で明確にできないものもあり、総合的な判断を行う。

	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
第1 発令 地域	<p>次の①～⑤のいずれか1つに該当する場合</p> <p>①指定河川洪水予報により、下記の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 【猪名川・藻川】 3.40m(水位観測所：小戸^{おおべ}) 【武庫川】 4.10m(水位観測所：甲武橋^{こうぶし}) 4.70m(水位観測所：小曾根^{こそね})</p> <p>②指定河川洪水予報により、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合</p> <p>③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>④堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>⑤警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>次の①～⑦のいずれか1つに該当する場合</p> <p>①指定河川洪水予報により、下記の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 【猪名川・藻川】 4.00m(水位観測所：小戸^{おおべ}) 【武庫川】 5.20m(水位観測所：甲武橋^{こうぶし}) 6.00m(水位観測所：小曾根^{こそね})</p> <p>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれると発表された場合。</p> <p>②水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位（レベル5水位）に到達することが予想される場合</p> <p>③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>④堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>⑤ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p>	<p>次の①～⑤のいずれか1つに該当する場合</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>①下記の水位が、氾濫開始相当水位（レベル5水位）に到達した場合 【猪名川・藻川】 5.01m(小戸の氾濫開始相当水位) 【武庫川】 6.16m(甲武橋の氾濫開始相当水位) 7.68m(小曾根の氾濫開始相当水位)</p> <p>②国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>③堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>⑤堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>

		<p>⑥警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>⑦警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	
第2 発令 地域	第1 発令地域へ高齢者等避難を発令した 60分後 の水位観測所の水位が引き続き上昇しており、かつ、今後も上昇が予想される場合	第1 発令地域へ避難指示を発令した 60分後 の水位観測所の水位が引き続き上昇しており、かつ、今後も上昇が予想される場合	
	<p>【留意事項】 段階的な避難情報の発令を行うこととしているが、短い期間で複数の情報発信を立て続けに行うと市民等に混乱をもたらす可能性が高い。 また、急激な水位上昇等により、段階的な発令を行うと短い期間(60分未満)で発令回数が複数になることも予測される。 これらの場合は、第1 発令地域と第2 発令地域をまとめて発令する場合、高齢者等避難を飛び越して避難指示を発令する場合等もある。</p>		

※ 指定河川洪水予報とは

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁、国土交通省または都道府県の機関が共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行う。これを「指定河川洪水予報」と呼ぶ。指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表する。

(4) 特別警報の取り扱いについて

- ① 避難情報の判断に際し、大雨特別警報の発表は待たないものとする。
- ② 大雨特別警報発表時には、避難情報の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認するものとする。
- ③ 特別警報の発表見込み等の気象情報については、神戸地方気象台の「ホットライン」等を頻繁に活用するものとする。

(5) 避難情報の解除の判断基準

避難情報の発令は、市民の安全を確保する上で重要な措置である一方、市民の生活や社会活動等への影響が大きい。

このため、災害発生の危険性や気象状況等を踏まえて、発令とあわせて、その解除についても的確に行うことができるよう、次の事項を総合的に判断して解除する。

- ① 大雨・洪水警報が解除された場合
- ② 上流域での降雨がほとんどない場合で、各観測所の水位が「避難判断水位(高齢者等避難発令の目安)」を下回り、かつ今後上昇する恐れがない場合
- ③ 浸水が発生している場合は、河川の氾濫の恐れがなくなった場合
- ④ 河川管理者により決壊または越水地点が確定した結果、その地点から市内上流部(北部)や対岸の地域が浸水する恐れがなくなった場合

(6) 避難情報の判断の流れ

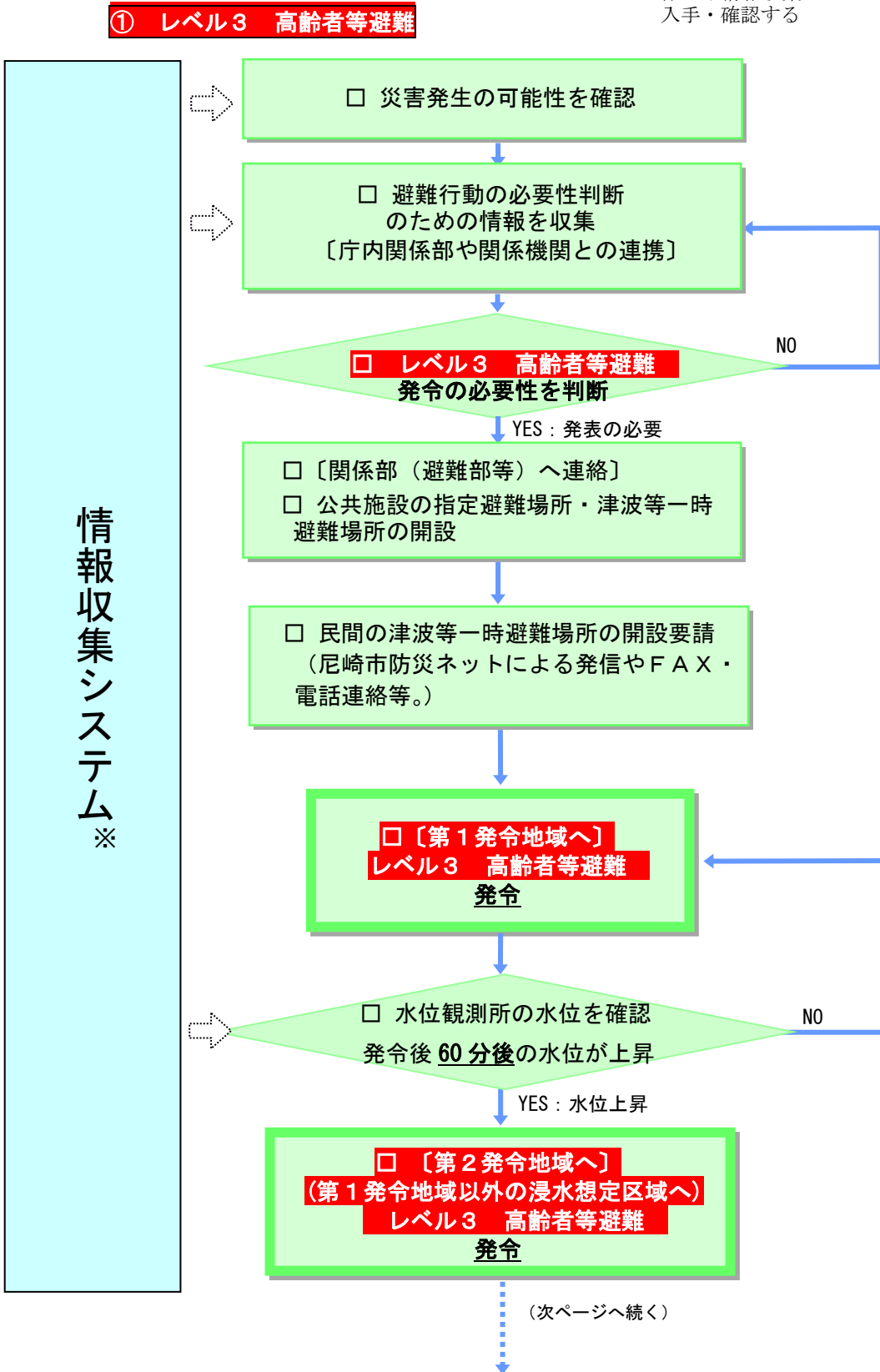
【留意事項 1】

状況によっては、必ずしも

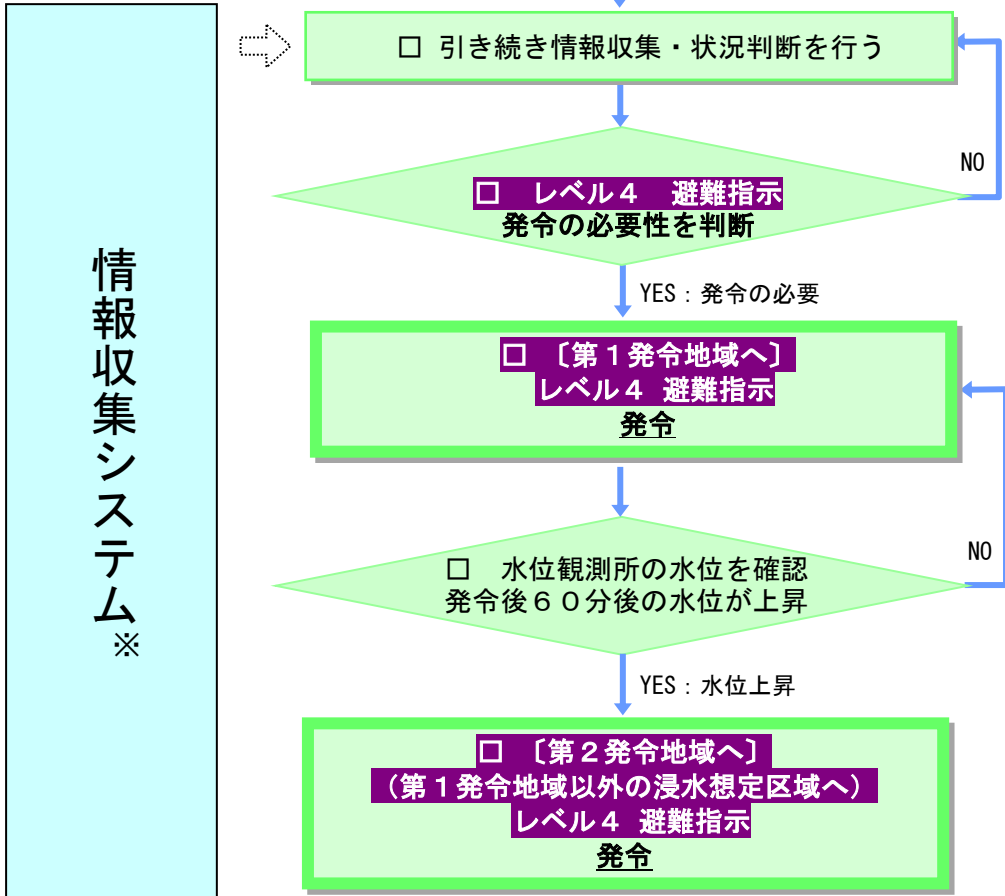
①高齢者等避難⇒②避難指示⇒③緊急安全確保の順に段階的な発令とはならない

【留意事項 2】

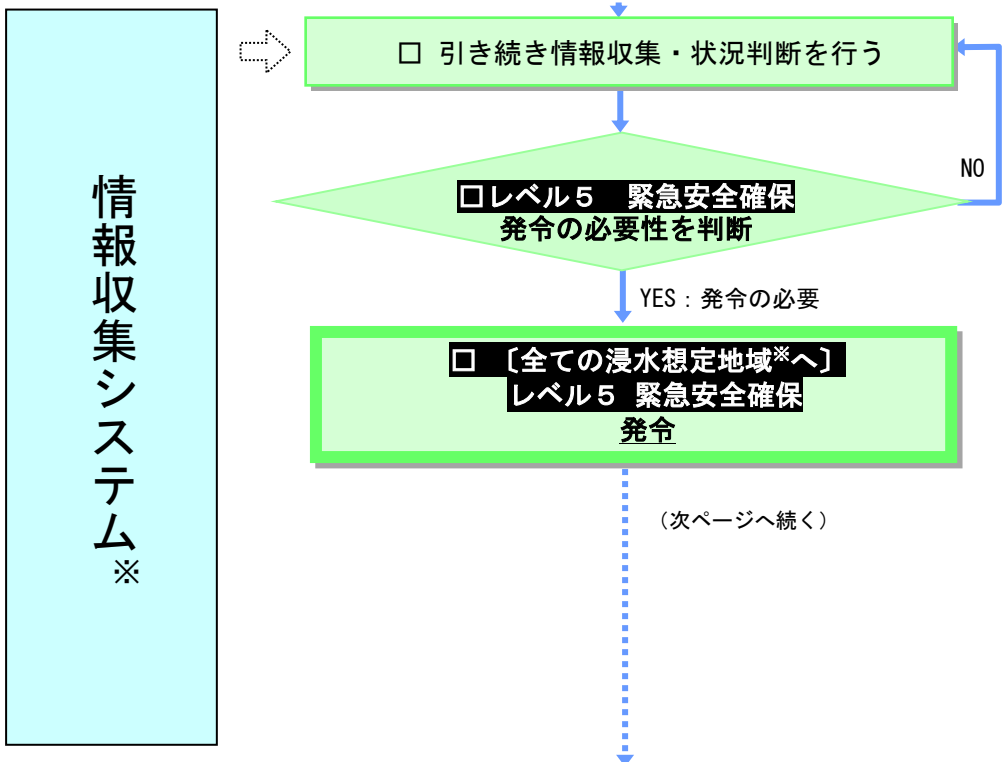
様々な情報収集システム※により、各種情報を入力・確認する



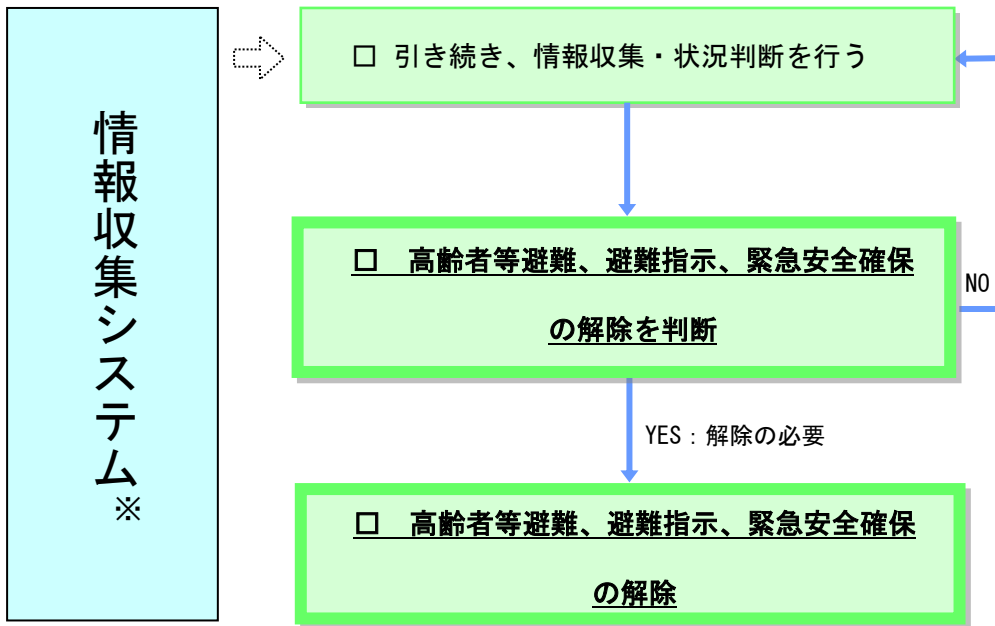
② レベル4 避難指示



③ レベル5 緊急安全確保



⑤ 避難情報の解除



- 兵庫県や関係機関への伝達
避難情報を発令した時は、その旨をフェニックス防災システム等を用いて、兵庫県に報告する。
また、国土交通省の猪名川河川事務所や神戸地方気象台、消防局、警察等の関係機関にも情報伝達する。

※情報収集システム一覧

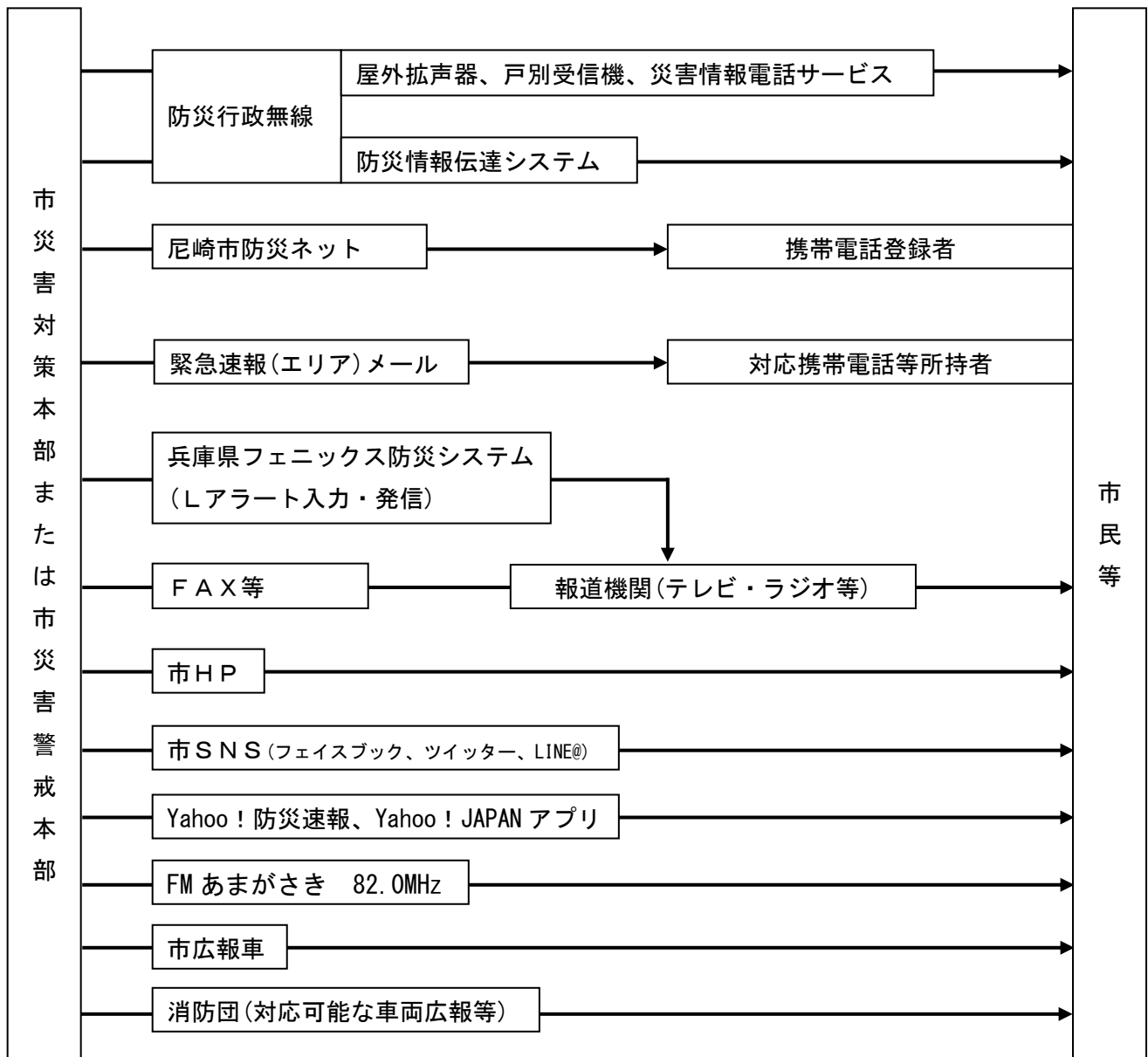
	システム名
市	降雨観測システム
	災害マネジメントシステム
消防局	気象観測システム
兵庫県	河川総合管理システム（尼管）
	フェニックス防災システム

上記の他に、気象庁、国土交通省、兵庫県の各種HPも参照し情報収集を行う。

4 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達方法は次のとおりとし、避難情報の対象となる住民に対して、避難対象地域、発令理由、避難情報の種別を明らかにし、様々な伝達手段により周知徹底を図る。また、これら以外にも、有効な手段があれば積極的に活用する。



※なお、避難情報の解除の伝達には、「緊急速報(エリア)メール」は使用しないことを基本とする。

(市域全域の対応携帯電話所持者に向けて、情報を一斉配信することから、解除されていない地域の居住者等に混乱を与える恐れがあるため。)

(2) 避難情報の発令単位

市民等が町名単位までであれば認識しやすいと考えられることから、原則「町名」※を単位として避難情報を発令することを基本とする。ただし、文字数等の制限のある情報発信媒体においては、必要に応じて「地区名(中央、小田、大庄、立花、武庫、園田)」を用いて、広域的な一括指定を行う短縮表現も組み合わせて、避難情報の伝達を行う。

※ 発令単位が細分化しすぎるので、町目までは単位としては扱わない。(「〇〇町〇丁目、〇丁目」とは発令しない。)

(3) 短縮表現を用いた伝達方法

発令単位は原則町名で行うこととしているが、尼崎市防災ネットやエリアメール等では文字数等の制限もあることから、伝達媒体ごとに「行政区(中央、小田、大庄、立花、武庫、園田)」を用いて、広域的に一括指定を行う短縮表現も組み合わせて伝達する。

例を対象河川ごとに以下に示す

① 猪名川・藻川発令対象

第1発令地域 = (A)	第2発令地域 = (B)	第1発令地域と第2発令地域 = (A) + (B)
<p>【町名個別での伝達】</p> <p>市HP、音声放送(防災行政無線、広報車)、facebook等で用いる</p>		
<p>(A)</p> <p>計24町 58,007世帯 116,930人</p> <p><園田地区の内>猪名寺、上坂部、瓦宮、口田中、食満、小中島、椎堂、田能、戸ノ内町、若王寺、東園田町、御園、南清水</p> <p><小田地区の内>神崎町、久々知、下坂部、善法寺町、高田町、次屋、西川、額田町、浜、弥生ヶ丘町</p> <p><立花地区の内>塚口本町</p>	<p>(B)</p> <p>計76町 116,490世帯 215,926人</p> <p><園田地区の内>東塚口町、南塚口町</p> <p><立花地区の内>大西町、尾浜町、栗山町、三反田町、立花町、塚口町、富松町、七松町、東七松町、南七松町、名神町</p> <p><中央地区の内>開明町、神田北通、神田中通、神田南通、北城内、北大物町、北竹谷町、玄番北之町、玄番南之町、汐町、昭和通、昭和南通、大物町、竹谷町、建家町、寺町、中在家町、西桜木町、西大物町、西高洲町、西難波町、西本町、西本町北通、西御園町、西向島町、東桜木町、東大物町、東難波町、東浜町、東本町、扶桑町、御園町、南城内、南竹谷町、宮内町、蓬川荘園</p> <p><小田地区の内>今福、梶ヶ島、金楽寺町、杭瀬北新町、杭瀬寺島、杭瀬本町、杭瀬南新町、久々知西町、潮江、常光寺、長洲中通、長洲西通、長洲東通、長洲本通、西長洲町</p> <p><大庄地区の内>大庄川田町、大庄中通、大庄西町、琴浦町、水明町、崇徳院、道意町、菜切山町、浜田町、武庫川町、元浜町、蓬川町</p>	<p>(A) + (B)</p>
<p>【短縮表現での伝達】</p> <p>文字数に限りのあるエリア(緊急速報)メール、尼崎市防災ネット、Line@等で用いる</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・園田地区※1 ・神崎町、久々知、下坂部、善法寺町、高田町、次屋、西川、額田町、浜、弥生ヶ丘町 ・塚口本町 	<p>短縮表現では言い換えない</p> <p>上記の町目を「地区」にまとめて言い換えると、発令対象外となる町名を多く含んでしまうこととなる。よって、発信媒体に併せて適宜短縮表現を用いて伝達を行う。(市ホームページへのリンクによる周知)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園田地区※2 ・小田地区 ・立花地区※3 ・中央地区※4 ・大庄川田町、大庄中通、大庄西町、琴浦町、水明町、崇徳院、道意町、菜切山町、浜田町、武庫川町、元浜町、蓬川町

※1 東塚口町、南塚口町を除く ※2 東塚口町、南塚口町が追加されることから、園田地区全域となる。 ※3 上ノ島町、西立花町、水堂町、南武庫之荘、武庫之荘東、武庫之荘本町を除く ※4 大高洲町、北初島町、築地、西海岸町、西松島町、東海岸町、東大物町(1・2丁目の一部)、東高洲町、東初島町、東松島町、東御園町、東向島西之町、東向島東之町、船出、南初島町を除く

② 武庫川発令対象

第1発令地域 = (A)	第2発令地域 = (B)	第1発令地域と第2発令地域 = (A) + (B)
【町名個別での伝達】 市HP、音声放送(防災行政無線、広報車)、facebook等で用いる		
(A) 計43町 116,845世帯 227,055人 <大庄地区の内>稲葉荘、稲葉元町、大島、大庄川田町、大庄北、大庄中通、大庄西町、琴浦町、水明町、崇徳院、道意町、菜切山町、西立花町、浜田町、丸島町、水堂町、武庫川町、元浜町、蓬川町 <武庫地区の内>常松、常吉、西昆陽、南武庫之荘、武庫町、武庫の里、武庫之荘、武庫之荘西、武庫之荘東、武庫之荘本町、武庫元町、武庫豊町 <立花地区の内>大西町、上ノ島町、栗山町、三反田町、立花町、塚口町、富松町、七松町、南塚口町、南七松町 <中央地区の内>西難波町、蓬川荘園	(B) 計60町 76,530世帯、144,311人 <立花地区の内>尾浜町、塚口本町、東七松町、名神町 <中央地区の内>開明町、神田北通、神田中通、神田南通、北城内、北大物町、北竹谷町、玄番北之町、玄番南之町、汐町、昭和通、昭和南通、大物町、竹谷町、建家町、寺町、中在家町、西桜木町、西大物町、西高洲町、西本町、西本町北通、西御園町、西向島町、東桜木町、東大物町、東難波町、東浜町、東本町、扶桑町、御園町、南城内、南竹谷町、宮内町 <小田地区の内>今福、梶ヶ島、金楽寺町、杭瀬北新町、杭瀬寺島、杭瀬本町、杭瀬南新町、久々知、久々知西町、潮江、下坂部、常光寺、次屋、長洲中通、長洲西通、長洲東通、長洲本通、西川、西長洲町、浜 <園田地区の内>上坂部、東塚口町	(A) + (B)
【短縮表現での伝達】 文字数に限りのあるエリア(緊急速報)メール、尼崎市防災ネット、Line@等で用いる		
・大庄地区 ^{※1} ・武庫地区 ・大西町、上ノ島町、栗山町、三反田町、立花町、塚口町、富松町、七松町、南塚口町、南七松町 ・西難波町、蓬川荘園	短縮表現では言い換えれない 上記の町目を「地区」にまとめて言い換えると、発令対象外となる町名を多く含んでしまうこととなる。よって、発信媒体に併せて適宜短縮表現を用いて伝達を行う。(市ホームページへのリンクによる周知)	・大庄地区 ^{※1} ・武庫地区・立花地区 ・中央地区 ^{※2} ・小田地区 ^{※3} ・上坂部、東塚口町

※1 扇町、大浜町、未広町、鶴町、中浜町、平左衛門町、丸島町を除く

※2 大高洲町、北初島町、築地、西海岸町、西松島町、東海岸町、東大物町(1・2丁目の一部)、東高洲町、東初島町、東松島町、東御園町、東向島西之町、東向島東之町、船出、南初島町を除く

※3 神崎町、高田町、善法寺町、額田町、弥生ヶ丘町は除く

(4) 避難情報の伝達文案

避難情報の伝達文については、令和3年5月に内閣府から示された「避難情報に関するガイドライン」における伝達文の例を参考とする。

① 事前の情報伝達

台風等で今後の見込みがある程度可能な災害の場合においては、市民等が緊急時に避難行動を取ってもらえるよう、数日前から「台風情報」や「発令する避難情報の意味」等について、情報の伝達を行っておく。

■避難情報の意味について、お伝えします。市は危険度が高まるのに合わせて 警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の順番に危険度をお伝えします。

■明日の午後〇時頃に兵庫県に最接近する見込みです。

■(略)特に明日の午後〇時頃から翌朝にかけて非常に激しく雨が降る恐れがあり警戒が必要です。

② 警戒レベル3 高齢者等避難

■緊急放送！緊急放送！

■こちらは、尼崎市です。

■〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇川に関する警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

■〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

■高齢者等避難を発令した区域は、

<該当する区域を読み上げ>

です。

■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

※〇は、河川毎に異なる。

④ 警戒レベル4 避難指示

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、尼崎市です。
- ○○川が氾濫するおそれが高まったため、○○川に関する警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- ○○川の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- 避難指示を発令した区域は、

<該当する区域を読み上げ>

です。

- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。※
(※警戒レベル5 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により、夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令する場合などにおいて、このような伝達をすることも考えられる。)

※○は、河川毎に異なる。

⑤ 警戒レベル5 緊急安全確保 (河川氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！ただちに、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、尼崎市です。
- ○○川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！
- ○○川の洪水に関する警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。
- ○○川の洪水浸水想定区域にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- 緊急安全確保を発令した区域は、

<該当する区域を読み上げ>

(第1 発令地域と第2 発令地域の短縮表現を用いる)

です。

- ただちに、命を守る最善の行動をとってください。

※○は、河川毎に異なる。

⑤ **警戒レベル5 緊急安全確保** (河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！ただちに、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、尼崎市です。
- ○○川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しています！
- ○○川の洪水に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

- ○○川の洪水浸水想定区域にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

- 緊急安全確保を発令した区域は、

<該当する区域を読み上げ>
(第1発令地域と第2発令地域の短縮表現を用いる)

です。

- ただちに、命を守る最善の行動をとってください。

※○は、河川毎に異なる。

以 上